

能登町公共工事の前金払取扱規則の一部を改正する規則

能登町公共工事の前金払取扱規則（平成24年能登町規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に対応する部分を同表の改正案の欄のように改める。

改正案	現行
（前金払の対象及び割合） 第3条 （略） 2 前金払の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 土木建築に関する工事（次号及び第3号に該当するものを除く。）にあつては、請負代金額の10分の4以内の額とする。 (2) 土木建築に関する工事の設計及び土木建築に関する工事に関する調査又は測量にあつては、請負代金額の10分の3以内の額とする。 (3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造にあつては、請負代金額の10分の3以内の額とする。 3 （略） （削除） （中間前金払の対象及び割合） 第4条 （略） 2 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2以内の額とする。	（前金払の対象及び割合等） 第3条 （略） 2 前金払の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 土木建築に関する工事（次号及び第3号に該当するものを除く。）にあつては、請負代金額の10分の4以内の額とし、<u>5,000万円を超えないものとする。</u> (2) 土木建築に関する工事の設計及び土木建築に関する工事に関する調査又は測量にあつては、請負代金額の10分の3以内の額とし、<u>1,000万円を超えないものとする。</u> (3) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造にあつては、請負代金額の10分の3以内の額とし、<u>5,000万円を超えないものとする。</u> 3 （略） <u>4 第2項の限度額については、能登町に主たる営業所を置く事業者又は特定建設工事共同企業体の代表者が能登町に主たる営業所を置く事業者には適用しない。</u> （中間前金払の対象及び割合等） 第4条 （略） 2 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2以内の額とし、既に支払

改正案	現行
3 (略) (削除) (前金払の請求) 第8条 前金払の支払を受けようとする者は、契約締結後、<u>前払金請求書（様式第1号）に、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の発行した前払金保証証書を添えて、町長に提出しなければならない。</u> (削除) (削除) 2 前項の規定による保証事業会社が発行する<u>前払金保証証書</u>の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、保証事業会社が定め、町長が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、申請者は当該<u>保証証書</u>を提出したものとみなす。	<u>った前金払との合計額が5,000万円を超えないものとする。</u> 3 (略) 4 第2項の限度額については、能登町に主たる営業所を置く事業者又は特定建設工事共同企業体の代表者が能登町に主たる営業所を置く事業者には適用しない。 (前金払の申請等) 第8条 前金払の支払を受けようとする者は、契約締結後、<u>前金払承認申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。</u> 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその可否を決定し、<u>前金払決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。</u> 3 前項の規定によって承認の通知を受けた申請者は、<u>前払金請求書（様式第3号）に、保証事業会社の発行した前払金保証証書を添えて町長に提出しなければならない。</u> 4 前項の規定による保証事業会社が発行する<u>保証書</u>の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、保証事業会社が定め、町長が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、申請者は当該保証書を提出したものとみなす。

改正案	現行
なす。 (中間前金払の申請等) 第9条 中間前金払の支払を受けようとする者は、中間前金払認定申請書(様式第2号)に工事履行報告書(様式第3号)及び町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項に規定する申請があつたときは、第4条第1項各号の要件を満たしているかどうかを審査し、これを適当と認めるときは当該中間前金払の額を決定し、中間前金払認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。 3 前項の規定によって認定の通知を受けた者は、中間前払金請求書(様式第5号)に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書を添えて町長に提出しなければならない。 4 前項の規定による保証事業会社が発行する中間前払金保証証書の提出に代えて、電磁的方法であつて、保証事業会社が定め、町長が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、申請者は当該保証書を提出したものとみなす。	(中間前金払の申請等) 第9条 中間前金払の支払を受けようとする者は、中間前金払認定申請書(様式第4号)に工事履行報告書(様式第5号)及び町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項に規定する申請があつたときは、第4条第1項各号の要件を満たしているかどうかを審査し、これを適当と認めるときは当該中間前金払の額を決定し、中間前金払認定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。 3 前項の規定によって認定の通知を受けた者は、中間前払金請求書(様式第7号)に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書を添えて町長に提出しなければならない。 4 前項の規定による保証事業会社が発行する保証書の提出に代えて、電磁的方法であつて、保証事業会社が定め、町長が認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、申請者は当該保証書を提出したものとみなす。

改正案	現行		
<u>様式第1号（第8条関係）</u> 様式第1号(第8条関係) 前 払 金 請 求 書 ¥ _____ (請 求 額) 左の金額を請求します。 年 月 日 ただし、 (宛先) 能登町長 〇〇〇〇工事(業務) 請負契約に対する前払金 請 求 者 〒 □□□-□□□□ 請負者 住 所 商号又は名称 代表者職氏名 内 訳 ¥ _____ 請負代金額 ¥ _____ 前払限度額 (請負代金額の %) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">支 払 場 所</td><td style="width: 50%;">銀 行 店</td></tr> </table> 前払金口座 預金No.	支 払 場 所	銀 行 店	<u>様式第1号（第8条関係）</u> 様式第1号(第8条関係) 前金払承認申請書 年 月 日 年 月 日付けで請負契約を締結しました次の公共工事に使用するため、 請負代金額の パーセント以内¥ _____ を前払金として御支払願いたく 承認方を申請いたします。 年 月 日 (あて先) 能登町長 申請者 住 所 商号又は名称 代表者職氏名 記 1 工 事 名 (業 務 名) 2 請負代金額 ¥ _____
支 払 場 所	銀 行 店		

改正案	現行
<u>削除</u>	様式第2号（第8条関係） 様式第2号(第8条関係) 第 号 年 月 日 申請者 様 能登町長 図 前金払決定通知書 年 月 日付けで申請のあった前金払について、下記のとおり承認する。 記 1 工 事 名（業 務 名） 2 請負代金額 ㍿ _____ 3 前 金 払 額 ㍿ _____

改正案	現行				
削除	様式第3号（第8条関係） 様式第3号（第8条関係） 前 払 金 請 求 書 ¥ _____（請 求 額） ただし、 〇〇〇〇工事（業務） 請負契約に対する前払金 内 訳 ¥ _____ 請負代金額 ¥ _____ 前払限度額 （請負代金額の %） 左の金額を請求します。 年 月 日 （あて先）能登町長 請 求 者 〒 □□□-□□□□ 請負者 住 所 商号又は名称 代表者職氏名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">支 払 場 所</td><td style="width: 50%; padding: 2px;">銀 行 店</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">前払金口座</td><td style="padding: 2px;">預金 No.</td></tr> </table>	支 払 場 所	銀 行 店	前払金口座	預金 No.
支 払 場 所	銀 行 店				
前払金口座	預金 No.				

改正案	現行																								
様式第2号（第9条関係） 様式第2号(第9条関係) 中間前金払認定申請書 <table><tr><td>工 事 名</td><td></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr><tr><td>工 期</td><td>着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日</td></tr><tr><td>請 負 代 金 額</td><td>¥</td></tr><tr><td>契 約 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>摘 要</td><td>前払金受領済額 ¥ 前払金受領日 令和 年 月 日</td></tr></table> 上記の工事について、中間前金払に係る認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。 (宛先) 能登町長 令和 年 月 日 申請者 住 所 商号又は名称 代表者職氏名 添付書類：工事履行報告書等	工 事 名		工 事 場 所		工 期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日	請 負 代 金 額	¥	契 約 年 月 日	令和 年 月 日	摘 要	前払金受領済額 ¥ 前払金受領日 令和 年 月 日	様式第4号（第9条関係） 様式第4号(第9条関係) 中間前金払認定申請書 <table><tr><td>工 事 名</td><td></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr><tr><td>工 期</td><td>着工 年 月 日 完成 年 月 日</td></tr><tr><td>請 負 代 金 額</td><td>¥</td></tr><tr><td>契 約 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>通 要</td><td>前払金受領済額 ¥ 前払金受領日 年 月 日</td></tr></table> 上記の工事について、中間前金払に係る認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。 (あて先) 能登町長 年 月 日 申請者 住 所 商号又は名称 代表者職氏名 添付書類：工事履行報告書等	工 事 名		工 事 場 所		工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日	請 負 代 金 額	¥	契 約 年 月 日	年 月 日	通 要	前払金受領済額 ¥ 前払金受領日 年 月 日
工 事 名																									
工 事 場 所																									
工 期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日																								
請 負 代 金 額	¥																								
契 約 年 月 日	令和 年 月 日																								
摘 要	前払金受領済額 ¥ 前払金受領日 令和 年 月 日																								
工 事 名																									
工 事 場 所																									
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日																								
請 負 代 金 額	¥																								
契 約 年 月 日	年 月 日																								
通 要	前払金受領済額 ¥ 前払金受領日 年 月 日																								

[illegible]

改正案	現行																								
様式第4号（第9条関係） 様式第4号(第9条関係) 中間前金払認定通知書 <table><tr><td>工 事 名</td><td></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr><tr><td>請 負 代 金 額</td><td>¥</td></tr><tr><td>契 約 年 月 日</td><td>令和 年 月 日</td></tr><tr><td>工 期</td><td>着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日</td></tr><tr><td>摘 要</td><td>中間前金払決定額 ¥ 以内</td></tr></table> 上記の工事について、能登町公共工事の前金払取扱規則（平成24年能登町規則第9号）第9条第2項の規定に基づき、その進捗を審査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定したので、通知する。 申請者 様 令和 年 月 日 能登町長 印	工 事 名		工 事 場 所		請 負 代 金 額	¥	契 約 年 月 日	令和 年 月 日	工 期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日	摘 要	中間前金払決定額 ¥ 以内	様式第6号（第9条関係） 様式第6号(第9条関係) 中間前金払認定通知書 <table><tr><td>工 事 名</td><td></td></tr><tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr><tr><td>請 負 代 金 額</td><td>¥</td></tr><tr><td>契 約 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>工 期</td><td>着工 年 月 日 完成 年 月 日</td></tr><tr><td>通 要</td><td>中間前金払決定額 ¥ 以内</td></tr></table> 上記の工事について、能登町公共工事の前金払取扱規則（平成24年能登町規則第9号）第9条第2項の規定に基づき、その進捗を審査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定したので、通知する。 申請者 様 年 月 日 能登町長 印	工 事 名		工 事 場 所		請 負 代 金 額	¥	契 約 年 月 日	年 月 日	工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日	通 要	中間前金払決定額 ¥ 以内
工 事 名																									
工 事 場 所																									
請 負 代 金 額	¥																								
契 約 年 月 日	令和 年 月 日																								
工 期	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日																								
摘 要	中間前金払決定額 ¥ 以内																								
工 事 名																									
工 事 場 所																									
請 負 代 金 額	¥																								
契 約 年 月 日	年 月 日																								
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日																								
通 要	中間前金払決定額 ¥ 以内																								

改正案	現行			
<u>様式第5号（第9条関係）</u> 様式第5号(第9条関係) 中 間 前 払 金 請 求 書 ¥ _____ (請 求 額) ただし、 〇〇〇〇工事 請負代金額 ¥ _____ のうち ほかに 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ¥ _____ 前払金受領額 左の金額を請求します。 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (宛先) 能登町長 請 求 者 〒□□□-□□□□ 請負者 住 所 商号又は名称 代表者職氏名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">支 払 場 所</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">銀 行 店</td> </tr> <tr> <td>前払金口座</td> <td>預金 No.</td> </tr> </table>	支 払 場 所	銀 行 店	前払金口座	預金 No.
支 払 場 所	銀 行 店			
前払金口座	預金 No.			

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。